

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三重町中小坂地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
【経営体数】

法人	3 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか
中心経営体は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・（農）天の川生産組合が集落の農業の中心として組織されており、農地の多くを法人が集積している。今後も可能な限り規模拡大を図りながら農地の保全に努める。
 - ・畑地については、若手農業者や新規参入法人と連携を図りながら取り組みを行っていく。
 - ・新規就農者の育成を図る。